

東中新宿町会規約

平成27年4月

東中新宿町会

東 中 新 宿 町 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この団体は、東中新宿町会（以下「この会」という）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この会は、事務所を柏市東中新宿 1 丁目 2 番 2 0 号（東中新宿ふるさとセンター）に置く。

(区 域)

第 3 条 この会の区域は、別紙地図のとおりとする。

(目 的)

第 4 条 この会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃、美化等環境整備に関する事
- (3) 会員の福利厚生に関する事
- (4) 会員相互の親睦に関する事
- (5) 防災、防犯、生活の安全等に関する事
- (6) 集会施設の維持管理及び運営に関する事
- (7) その他この会の目的を達成するために必要なこと

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 第 3 条に規定する区域に住所を有する個人（住民登録している全ての人）は、この会の会員となることができる。

(入会及び退会)

第 6 条 この会に入会し、又は退会しようとする者は、会長に所定の文書で届け出なければならない。

2 この会は、第 3 条に規定する区域に住所を有する個人から前項の入会申込があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 会員が退会したとき、死亡したとき、失踪宣言を受けたとき又は第 3 条に規定する区域に住所を有しなくなったときは、会員の資格を喪失する。

(会 費)

第 7 条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第 3 章 役 員

(役員の設定)

第 8 条 この会に、次に掲げる役員を置く。

目 次	
東中新宿町会規約	1
東中新宿町会運用規定	7
東中新宿ふるさとセンター運営管理規則	8
東中新宿町会会館「利用の申し込み」	10
東中新宿町会会館「利用上の留意事項」	11
東中新宿町会自主防災会規約	12

(1) 会長	1名		
(2) 副会長	4名以内		
(3) 総務部長	1名	総務副部長	若干名
(4) 会計部長	1名	会計副部長	若干名
(5) 広報部長	1名	広報副部長	若干名
(6) 環境厚生部長	1名	環境厚生副部長	若干名
(7) 防犯交通部長	1名	防犯交通副部長	若干名
(8) 防災部長	1名	防災副部長	若干名
(9) 監事	2名		

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員とは、相互に兼ねることができない。

(役員業務)

第10条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その業務を代行する。

3 総務部長は、この会の総務に関する業務を処理する。総務副部長は、総務部長を補佐する。

4 会計部長は、この会の会計を処理し、必要な書類を管理する。会計副部長は、会計部長を補佐する。

5 広報部長は、広報に関する業務を処理する。広報副部長は、広報部長を補佐する。

6 環境厚生部長は、環境厚生に関する業務を処理する。環境厚生副部長は、環境厚生部長を補佐する。

7 防犯交通部長は、生活安全に関する業務を処理する。防犯交通副部長は、防犯部長を補佐する。

8 防災部長は、東中新宿町会自主防災会に関する業務を処理する。防災副部長は、防災部長を補佐する。

9 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

10 役員は、それぞれの業務以外に、その年度において別に定める業務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は2か年とし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

第4章 組織

(班の組織)

第12条 この会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 班には、班ごとに班長1名副班長若干名を置く。

3 班長、副班長は、班ごとの協議により選任し、任期は1か年とする。但し再任は妨げない。

4 班長、副班長は、別に定める業務を行う。

第5章 総会

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上の会員から会議に付すべき事項を示して請求があるとき又は第10条第9項第4号の規定により監事から開催の請求があるときに開催しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 資産及び会費に関すること

(4) 役員選任に関すること

(5) 規約の改廃に関すること

(6) その他重要なこと

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議に付すべき事項とその内容、日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第18条 総会の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第19条 会員は、総会において、1箇の議決権を有する。

2 第14条に規定する事項(規約の改廃、財産処分及び解散に関する事項を除く。)は、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は、会員の所属する世

帯の会員数分の1とする。

(総会の書面議決権)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(前条第1項に規定する書面議決者及び議決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決に関する事
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事

2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長と共に署名押印しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、役員(監事を除く。以下この章において同じ)を持って構成する。

(役員会の権限)

第23条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事

(役員会の招集)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員3分の1以上から会議に付すべき事項を示して請求があるときは、会長が召集する

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第26条 役員会は、役員3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

2 役員会には、第18条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、第18条、第20条及び第21条の規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとす

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第29条 第27条第1号に規定する資産のうち総会において別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第30条 この会の経費は、会費、活動に伴う収入、資産から生じる果実及びその他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 この会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間、前年度予算を基準として、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第32条 この会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第33条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の改廃)

第34条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、柏市長の許可を受けなければ改廃することができない。

(解散)

第35条 この会が、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第9章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第36条 この会の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第37条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成9年7月18日から制定施行する。
 - (2) この規約の一部を変更し、平成13年4月22日から施行する。
 - (3) この規約の一部を変更し、平成19年4月22日から施行する。

(東中新宿町会規約の廃止)

- 2 この規約の制定施行に伴い、昭和43年4月1日から施行された東中新宿町会会則(以下「旧規約」という)は、廃止する。

(経過処置)

- 3 この規約の施行の際、旧規約に基づく会員は、この規約に基づく会員とする。
- 4 この規約の施行の際、旧規約の役員に選任されている者は、この規約による役員が選任されるまでの間、この規約に基づく役員に選任されているものとする。
- 5 この会の設立初年度事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、平成9年度総会の定めるところによる。
- 6 この会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、平成9年度総会の定めるところによる。

東中新宿町会運用規定

(準拠)

第1条 この規定は、東中新宿町会規約第37条に基づき定める。

(会費)

第2条 会費は、一世帯300円/月とする。

- 2 会費が免除される場合は、次のとおりとする。
生活保護世帯、母(父)子世帯及び特別な事由で町会費免除申請書を提出し認められた方の会費は、免除できるものとする。
- 3 会費納入の期間は、次のとおりとする。
 - (1) 始期は、この会に入会した日の属する月とする。
 - (2) 終期は、この会を退会する日の属する月とする。
 - (3) すでに納入した会費等は、返還しないこととする。

(賛助会員)

第3条 町会内に居住せず、事務所その他の営業拠点をおくだけの会員等についても、町会規約および本規定の定めを適用することとする。

- 2 会費は、一社500円/月とする。

(慶弔費)

第4条 慶弔金は、次の定めるとおりとする。

- (1) 満77歳に達した町会員には、記念品を贈呈する。
- (2) 世帯主が死亡したとき、1万円の香典を贈るものとする。
- (3) 前項以外の同居する家族が死亡したとき、5千円の香典を贈るものとする。
- (4) その他特別の場合は、役員会で審議し決定する。

(会員名簿)

第5条 会員名簿の管理は、次の定めるとおりとする。

- 会員名簿(全町会員)は、町会が守秘義務を遵守し管理する。
班毎の会員名簿は、班長が保管し班長交代時に新班長へ引継ぐこととする。
- 2 会員名簿は、9月及び4月(総会)に更新した新会員名簿と差し替えを行う。
 - 3 会員名簿は、K-Netに活用できるものとする。

(附則)

第6条 この規定の施行日は、総会で承認を受けた翌日とする。

この規定は、平成9年7月18日

- 2 この規定は、平成12年4月23日から施行する。
- 3 この規定は、平成13年4月22日から施行する。
- 4 この規定は、平成16年4月3日から施行する。(館保険条項を加える)
- 5 この規定は、平成18年4月22日から施行する。(簡易保険条項を削除)
- 6 この規定は、平成27年4月20日から施行する。
(会費、会員名簿に関する条項を加える)

東中新宿ふるさとセンター運営管理規則

(管理運営方針)

第1条 町会活動の目的(東中新宿町会規約第4条)の達成に向けて、東中新宿ふるさとセンター(以下町会会館という)を有効に活用し、町会員の共有財産として管理するためにこの管理運営規則を定める。

(管理担当者)

第2条 町会会館の管理運営のために次の担当者(以下管理担当者という)をおく。

- (1)館長1名
- (2)庶務若干名

第3条 館長は、町会会館の責任者として、管理運営にあたる。

2. 庶務は、館長を補佐し、町会会館関係の経理、その他の庶務を担当する。

第4条 管理担当者は、町会役員より選出する。

第5条 管理担当者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(経理)

第6条 町会会館の管理運営費は、町会費の一部及び町会会館使用料収入等をこれにあてる。

第7条 町会会館の経理は、庶務が担当し、その結果を町会会計部長に報告するものとする。

(使用者)

第8条 町会会館の使用者区分を次のとおりとする。

- (1)町会関係団体の会議
町会、自主防災会、子供会、ひまわりの会、菊寿会、わかば会、民生委員等の町会推薦の各委員、消防団、近隣町会、各班の会議等
- (2)町会内各同好会関係
- (3)個人及びサークル団体
- (4)学校関係、その他

(使用申込)

第9条 町会役員会以外の使用申込は下記のとおりとする。

- (1)奇数月の第3日曜日午前10時～11時に、会館において受付を行う。
- (2)班会議は、班長もしくは副班長の申込みによる。
- (3)緊急の場合は、別項の定めによる。

(使用時間)

第10条 町会会館の使用時間は、午前9時～午後9時までとする。ただし、町会役員会、葬儀等、特別の場合は、この限りでない。

(使用料金)

第11条 町会会館の使用料金は、次のとおりとする。

- (1) 町会関係会議 無料
- (2) 町会員の同好会等 1時間……………500円
- (3) 町会員以外の個人及びサークル 1時間……………700円
- (4) 冠婚葬祭(町会員に限る) 無料
- (5) カラオケ使用料 1回……………1,000円

(緊急の場合)

第12条 緊急の場合の町会会館の使用、使用申込については次のとおりとする。

- (1) 葬儀または災害等の場合は、町会長または館長に直接申し込むものとする。
- (2) 葬儀または災害の場合、緊急の役員会の場合は、町会会館を最優先で使用できるものとし、申込済みの場合でも町会会館の使用が中止される場合がある。
- (3) 前項の場合、前納使用料は返却するものとする。

(使用者の義務)

第13条 町会会館を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用者は責任を持って使用管理すること。
- (2) 使用後は各自掃除すること。
- (3) ガスの元栓、電気、器具等の後始末をすること。
- (4) 紙屑、ゴミ等は各自もちかえること。
- (5) 建物に釘、セロテープ等を使用しないこと。
- (6) 使用許可書は使用料を納入後交付するものとする。
- (7) 使用者が使用料を納入した後、自己の都合で中止する場合は、使用日より3日以前までに申し出るものとする。これを過ぎた場合は、使用料は返却しないものとする。
- (8) 駐車設備がないので、町会行事、荷物の搬入以外の車の乗り入れ、付近の道路上への駐車は一切禁止する。
- (9) 会館は全館禁煙とする。
- (10) 上記の使用者の義務が守れない場合は、町会会館の使用停止を命じることができる。

(本規則の改定)

第14条 この規則の改定は、町会役員会の議決によるものとする。

(付則)

この規則は平成5年4月より施行する。

2 この規則は平成15年4月より施行する。

3 この規則は平成27年4月20日より施行する。

◎ 利用の申し込み

【利用の申込場所】

東中新宿ふるさとセンター(町会会館)

【利用の申込日と受付時間】

利用予定前、奇数月の第3日曜日

受付時間:午前10時～11時

【申込方法】

「使用申込書」に必要な事項を記入の上、所定の使用料をお支払いください。

「使用許可証」発行します。

【利用料】

- ・東中新宿町会関係会議……………無料
- ・町会員の同好会等……………1時間500円
- ・町会員以外の個人およびサークル……………1時間700円
- ・冠婚葬祭(町会員に限る)……………無料
- ・カラオケ使用料……………1回1,000円

●鍵の受け渡しについて

【鍵の受け取り】

利用当日使用許可証と引き替えに玄関の鍵と使用チェック表を受け取ります。

【鍵の返却】

使用チェック表に記入の上、鍵とチェック表を速やかに借りたところにお返しください。

【鍵の受け渡し場所】

総務部役員

◎ 利用上の留意事項

【利用の制限】

次のような場合は利用できません。

- ・営利を目的とした利用
- ・会館の設置目的に反するとき
- ・留意事項が守れないとき

※利用権の譲渡(又貸し)はできません。

【利用の変更・取消】

ご利用についての変更・取消がある場合は、速やかに管理担当者に連絡してください。

自己の都合で使用を中止する場合は、使用日より3日以前までに申し出てください。これを過ぎた場合は、使用料は返却しないものとします。

【利用時間の厳守】

利用時間には準備および後かたづけの時間を含まず、この時間内に片づけまで終了するよう利用時間を守ってください。

【飲食】

会館内で飲食する場合は、申込時に許可を受けてください。

【湯茶】

・急須、ポット、湯呑み等は湯沸かし室に用意してあります。お茶の葉、ふきんは各自ご用意ください。なお、使用物は使用後にきれいに洗って元の場所に戻してください。

・冷蔵庫内に持ち込んだものは、一切残さず持ち帰ってください。

【利用が終わった時】

施設の利用が終わった時は、机、椅子その他の備品は元の位置に必ず戻し、掃除してください。掃除機、ほうき等は階段下の物置にあります。

ゴミは、一切残さず持ち帰ってください。

【自動車・自転車】

・会館には駐車設備がありませんので、自動車での来館は禁止します。

とくに路上駐車は危険ですので、しないでください。

(荷物搬入のために自動車1台は可とします。会館前の敷地内に駐車してください)

・自転車の路上駐輪も危険ですので禁止します。

※上記のことが守れない場合は、会館の使用をお断りする場合があります。

【施設、設備、備品等】

建物に釘、セロテープ等を使用しないでください。

会館の施設、設備、備品等を汚損または破損した場合及び破損個所を見つけた場合は、必ず報告してください。

東中新宿町会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、東中新宿町会自主防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、隣同士助け合いの精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震火災等の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 防災会の事務所の所在地は、柏市東中新宿1丁目22番20号（東中新宿ふるさとセンター）に置く。

(事業)

第4条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用資材、機材等の備蓄及び管理に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事項。

(会員)

第5条 防災会は、東中新宿町会に所在する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 会 長 | 町 会 長 |
| (2) 副 会 長 | 2 人（1人は町会副会長） |
| (3) 会 計 | 1 人 |
| (4) 庶 務 | 1 人 |
| (5) ブロック長 | 5 人 |
| (6) 班 長 | 町会班長 |
| (7) 監 事 | 2 人（町会監事） |

2 役員を選出は、総会において会員の中から選任する。

3 役員任期は、監事を除き2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 庶務は、会の庶務に関する事項を処理する。

5 ブロック長は、担当ブロックを統括する。

6 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営に当たる。

7 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 防災会に、総会、運営委員会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし特に必要があるときは臨時に開催することができる。

2 総会及び臨時総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画の作成及び改正に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

4 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会長、副会長、会計、庶務及びブロック長で構成し、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会へ提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他運営委員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導及び給食等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、柏市補助金、町会補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則 この規約は平成8年4月21日から施行する。

2 この規約は平成15年4月20日より施行する。